

参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年9月10日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、建設機械化技術に関して、国が主体として取り組むべき現場改善ニーズを既存要素技術の活用により合理化を模索検討するものである。業務実施にあたっては、現地検証、妥当性検証等により、新たなユーザー仕様の作成等検討を行い、もって、事業の合理化、円滑化及び安全化対策、環境対策に貢献しようとするものである。

本業務については、建設機械、施工技術等の改良改善に関する専門的な知識を保有し、建設機械化技術の性能・機能に関して性能評価、分析評価の実績があり、中立・公平な立場での業務遂行ができる（社）日本建設機械化協会（以下「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 現場ニーズに対する機械化技術評価検証業務

(2) 業務内容

①既存技術の活用による改善検討

- ・現場課題に対する現状の技術調査
- ・現場課題を解決するため最も重要となる機械化技術検討
- ・改善改良による効果検討

②評価検証と新たなユーザー仕様創出

- ・評価検証方法の検討
- ・評価とユーザー仕様の創出

(3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月10日まで

3. 業務目的

本業務は、建設機械化技術に関して、国が主体として取り組むべき現場改善ニーズを既存要素技術の活用により合理化を模索検討するものである。業務実施にあたっては、現地検証、妥当性検証等により、新たなユーザー仕様の作成等検討を行い、もって、事業の合理化、円滑化及び安全化対策、環境対策に貢献しようとするものである。

#### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

##### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

##### 2) 技術力に関する要件

下記の要件①から②を満たすものとする。

- ① 建設機械、施工技術等の改良改善に関する専門的な知識を有していること。
- ② 建設機械化技術の性能・機能に関して性能評価、分析評価の実績を有すること。

##### 3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ）又はロ）に該当する関係である。

- イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。
- ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

##### 4) 業務執行体制に関する要件

建設機械化技術について、学識経験者、建設業、建設機械メーカーなどの識者による継続的な技術検討会を有していること。

##### 5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国、地方公共団体、高速道路株式会社（東日本・中日本・西日本・首都・阪神）が発注した建設機械・施工技術に関する改良改善または開発業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

##### ・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る）を有する者
- イ) 技術士（建設部門、機械部門）を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門、機械部門）の資格、または、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上ありそのうち統括管理を2年以上経験した者。
- エ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者〔わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。〕についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。）

・業務実績

配置予定管理技術者は、下記に示される同種業務について、1件以上の業務実績を有している者

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国、地方公共団体、高速道路株式会社（東日本・中日本・西日本・首都・阪神）が発注した建設機械・施工技術に関する改良改善または開発業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1

近畿地方整備局 近畿技術事務所 経理課

TEL：072-856-1941 FAX：072-868-5604

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年9月10日から平成19年9月19日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年9月20日16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：平成19年10月15日16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。